

討 論

森脇久紀

私は、本定例会に提案された議案等のうち、議案 2 件、発議 2 件、請願 8 件および陳情 9 件について委員長報告のとおり決することに反対し、主なものについてその理由を述べます。

まず、議第 78 号「第 3 次おかやま夢づくりプランの策定について」です。8 月の全員協議会等でも議論しましたが、プランの基本になっているのは政府と財界・大企業が推し進めてきた新自由主義・構造改革の路線です。2009 年の総選挙では、構造改革の政治に国民の厳しい審判が下されましたが、菅政権、野田政権のもとで「みごとに裏切られた」というのが少なくない県民の思いです。構造改革路線への回帰を求める県民の声はほとんどありません。

日本共産党県議団は、県民の命や暮らし、福祉の充実、子どもの立場に立った教育、地域に根ざした中小企業や農林水産業への支援、地方自治の拡充などへの転換こそ必要と考えており、それと逆行するものが多く含まれている「第 3 次おかやま夢づくりプランの策定について」は反対するものです。

次に、議第 95 号「平成 22 年度岡山県歳入歳出決算の認定について」です。厳しい財政状況のもとでも種々県民のための施策を実施されたことは評価いたしますが、私どもが再三再四指摘している全国最悪水準と言ってもよい障害者医療の自己負担問題や苫田ダムを前提にした広域水道企業団の余剰水量への税金投入など、納得できない内容が含まれています。このような問題はただちに改めるべき問題として、予算の段階でも反対しましたが、それと同様、決算認定にも同意できません。

次に請願・陳情ですが、とくに教育と福祉の分野に関して意見を述べます。

憲法第 26 条は「すべて国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めています。この立場に立てば、障害の有無によって教育を受ける機会が十分でなかったり、経済的理由によって教育を受けることができなかったり、住んでいる地域によって過度な負担をおわされたりなどというのは直ちに改めなければならない課題となるはずです。

また、憲法第 25 条では生存権の保障と国の責務が定められています。この立場に立てば、社会保障費は優先的に措置しなければならないものであり、財政状況によって左右されるものであってはなりません。

以上の点から、委員長報告で「不採択」あるいは「継続審査」とされた請願・陳情のうち、請願第 4 号から第 10 号および第 12 号、陳情第 16 号から第 18 号、

第20号および第23号は採択すべきと考えます。なかでも、請願第12号、私学助成に関する請願を採択し12万筆もの署名の重みを受け止め新たな公私間格差の解消にとりくむよう促すべきですし、請願第4号、国の責任で30人学級を求める請願を採択し、来年度実施予定だった小学校2年生の35人学級の法制化を見送るという報道があるなか、実施を国に強く求める必要があると考えます。また、障害者福祉の分野では、2006年12月に国連で採択された「障害者の権利条約」にみられるように人権の保障、差別の禁止が、世界の太い流れとなっており、陳情第16号、第17号、第23号は採択すべき当然の要請だと思えます。

最後に発議について、意見を述べます。

まず、第17号「政府の緊急円高対策の実施を求める意見書案」についてです。

今日、円高が続いている根本には、日本の大企業の輸出競争力が異常に強くなっているという問題があります。この間、大企業は円高が進むたびにリストラ・人減らし、賃下げをおこない、下請け単価をたたいてコストを削減してきました。労働者と中小企業にしわ寄せしていつそう国際競争力を強め、円高のもとでも輸出を増やしてきたわけです。それが新たな円高を招くという「円高体質」をつくっています。このようなとき、大企業に資金援助したり、税金を引き下げれば、ますます貿易黒字を増やして一段と円高圧力を強めます。円高で加速する産業空洞化への対策ということですが、その結果、円高の悪循環をさらに悪化させる根本矛盾となります。

日本経済の安定のためには、輸出依存の成長路線を改め、内需主導に転換することだと考えます。正社員が当たり前で安定した雇用の社会をめざす、賃金の引き上げをおこなう、中小企業に手厚い支援を実施するとともに、大企業と中小企業との対等な取引ルールを確立するなど、大企業がためこんだ内部留保を国内に還流させる手だてを取るべきです。このような内需の活性化策は空洞化対策としても有効です。同時に、国際的な為替の投機取引を規制する取り組みをおこなうよう世界各国に働きかけることも政府の責任だと思えます。以上の理由から、この意見書案には反対するものです。

もう1つは、発議第18号「原子力発電所の警備に関する意見書案」についてです。テロ行為は、どのような政治的、宗教的、思想的、民族的理由によっても正当化されるものではありません。またテロの根絶は、人類が平和的に生存していく根本条件のひとつです。しかし、テロは戦争ではありません。したがって必要なのは軍力ではありません。無法なテロだからこそ、国連憲章や国際法など法と理性にもとづく対応が必要です。警備についても、警察力によっ

て対応すべき問題であり、自衛隊の活動強化を含んだこの意見書案には反対するものです。

以上で討論を終わります。